

## 国内経済要録

### ◇金融機関の関連会社に関する大蔵省事務連絡の一部改正

大蔵省は10月1日、「金融機関とその関連会社との関係について」の事務連絡を一部改正し、各行庫に連絡した。その概要は、①100%出資関連会社の業務についての収入依存度に関する規定の廃止、②関連会社に関する報告の簡略化等の諸点。

### ◇「総合経済対策」について

政府は10月8日、経済対策閣僚会議において「総合経済対策」を決定した。その内容は次のとおり。

#### 1. 内需の拡大等

##### (1) 公共投資等の推進

公共投資等については、次のとおり、総額2兆円強の事業規模の追加を行う。

① 災害復旧事業については、集中豪雨や台風等により被害を受けた諸地域における災害復旧工事を速やかに実施するものとし、所要事業費約7,500億円を確保する。

② 一般公共事業について、道路、治山、治水、港湾、下水道、農業基盤等の事業を対象として、債務負担により約4,000億円の事業費の追加を行うとともに、日本道路公団等の事業費を約1,200億円追加する。

③ 地方単独事業については、地域経済・雇用の実情に応じ地方債の活用を図ること等により追加措置(約5,000億円の見込み)を含め、その円滑な施行を期待するものとする。

④ 住宅金融公庫について増改築の推進に重点を置いて3万戸の貸付枠の追加を行う等事業規模約3,000億円を追加する。

##### (2) 住宅建設の促進

① 住宅金融公庫の個人向け住宅貸付等については、貸付申込期間の延長等を実施したところであるが、今般、貸付枠の追加とともに、住宅改良貸付の貸付限度額の引上げを実施することにより、住宅建設の一層の促進を図る。

② 潜在需要の強い増改築および中古住宅については、キャンペーン等の実施により、需要の喚起と流通等の促進を図る。

また、財形持家個人融資について、利子補給が実施されたことに伴い、制度の普及・活用を図る。

③ 宅地供給の円滑な促進等を図るため、都市計画法に基づく市街化区域等の区分の見直しを積極的に推進するとともに、開発許可制度の適切な運用を図る。また、都心部における土地の有効利用を図るため、第一種住居専用地域の見直しの推進および市街地住宅総合設計制度の新設を行う。

④ 民間金融機関の個人向け住宅融資については、融資資金の確保につき配慮するよう指導する。

##### (3) 中小企業対策

① 特定不況地域中小企業対策臨時措置法に基づき業種指定および地域指定の追加を行い、緊急融資の実施等所要の経営安定対策を講ずる。

② 中小企業金融については、さきの長期金利の改定に当たっても特段の配慮を行ったところであるが、さらに、設備投資促進の環境整備を図るため、中小企業金融公庫および国民金融公庫の貸付限度額の引き上げおよび省エネルギー貸付の対象設備の拡大を行う。

③ 昭和57年度中小企業向け官公需の契約目標の確実な達成に努めるとともに、公共事業における中小建設業者の受注の促進を図る。

また、中小建設業者について所要の資金供給の円滑化に配慮する。

④ 倒産防止対策の機動的運用を図るとともに、下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用等による下請取引の適正化および下請取引あっせんの強化を推進する。

##### (4) 民間部門における需要喚起

① 金融政策の運営にあたっては、内外の経済動向に十分留意し、引き続き適切かつ機動的に対処する。

② 民間設備投資については、エネルギー関連投資等を中心引続き推進するものとし、日本開発銀行の貸付枠の追加を行う。

③ 乗用車、家電製品等について割賦販売標準条件の緩和を図る。

④ 安定した為替相場の下、相手国の経済建設にも資するプラント輸出等の促進に努め、貿易の拡大均衡を目指すものとし、日本輸出入銀行の貸付枠の追加を行う。

⑤ 開発途上国への要請に応じ、プラント・パージにかかる協力促進を図る。

#### 2. 不況産業対策

基礎素材産業等については、構造的問題への対応について検討するとともに、早急に以下の施策を実施に移す。

- ① 著しい需給不均衡に陥っている不況業種については、内需の拡大、不況カルテルの適正な運用等を通じて需給バランスの改善に努める。
- ② アルミニウム製鍊業について、民間の経営改善努力を前提に金属鉱産物備蓄制度の活用により、アルミニウム地金の備蓄買上げを行う。
- ③ 木材産業については、過剰設備の廃棄や生産方式の合理化を通じその再編整備に努める。

### 3. 雇用対策

- ① 失業の予防を図るため、雇用調整助成金制度について業種指定を機動的に実施するとともに、不況が長期化している業種の指定期間や下請中小企業に対する適用について特別な配慮を行う。
- ② 構造的な不況に陥っている業種および地域について、特定不況業種離職者臨時措置法および特定不況地域離職者臨時措置法における特定不況業種および特定不況地域を追加指定する。
- ③ 特別の求人開拓を引き続き強力に実施することとし、特に、新規学卒予定者の求人確保対策の強化を図るとともに、地域間の需給アンバランスが生じないよう広域的な調整を行う。

### ◇昭和57年度経済見通しの改訂試算について

政府は10月29日、昭和57年度経済見通しの改訂試算を閣議了解した。その内容は次のとおり。

(1) 本年度の我が国経済は、10月8日に決定された総合経済対策の効果等により、3.4%程度の実質成長を達成する見込みである。また、名目では6.2%程度の伸びとなり、57年度の国民総生産は267兆円程度になるものと見込まれる。

鉱工業生産は、下期には回復を示すとみられるものの、年度としては、1.3%程度の増加になるものと見込まれる。

(2) 物価については、引き続き安定基調の維持に努めることにより、卸売物価の平均上昇率は2%程度、消費者物価の平均上昇率は3%程度と見込まれる。

(3) 国民総支出についてみると、民間最終消費支出は、物価の安定等を背景に回復の方向を示しており、前年度に比べ7.6%程度の伸びとなるものと見込まれる。

民間住宅投資は、総合経済対策の効果もあり、前年度比5.4%程度の増加となろう。

民間設備投資は、0.9%程度の伸びにとどまると見込まれる。政府支出は、総合経済対策において講ずることとした公共投資の追加措置等の結果、前年度比5.1%程度の増加になるものと見込まれる。

(4) 國際収支面では、輸出入とも減少気味に推移しているが、年度後半には緩やかながら回復に向かうとみられる。この結果、經常収支は、1.8兆円程度<sup>(注)</sup>の黒字になるものと見込まれる。

以上の結果、57年度の我が国経済は、内需に依存した着実な成長を遂げるものと想定され、雇用の安定に資するものとみられる。

(注) 70億ドル程度。

### ◇「利金ファンド」の取扱い開始

大蔵省は10月25日、証券会社に対し、公共債に係る利金の受皿として「利金ファンド」の取扱いを11月の国債利払い日より承認する旨を通知した。その概要は次のとおり。

#### 「利金ファンド」の概要

商品類型	公社債投信
信託期間	無期限
預入対象	保護預りに係る公共債(国債、政保債、地方債)の利金に限定
預入単位	1円
分配率	年4.0%程度
据置期間	30日
同期間中の解約手数料	1万分の15
資金払渡日	解約日即日(ただし平日14:00、土曜日11:00で解約申込締切)
運用対象	残存期間3年以内の公社債を50%以上組込み
決算	毎日

### ◇昭和57年度一般会計補正予算の閣議了解

政府は10月29日、昭和57年度一般会計補正予算について閣議了解した。その内容は次のとおり。

#### 1. 岐出の補正額

(岐出の追加額)	(単位億円)
(1) 災害復旧費の追加	5,222
① 災害復旧等事業費	5,204
② 公立文教施設災害復旧費	18
(2) 義務的経費の追加	2,358
(3) 大蔵省証券割引料の増加等に伴う 国債費の追加	2,755
(4) 交付税および譲与税配付金特別会計	

借入金等利子財源繰入	355	2. 歳入の補正額	
(5) 住宅・都市整備公団補給金等	1,088	(歳入の追加額)	
(6) 国際分担金および拠出金	136	(1) 税外収入	1,223
(7) その他の経費	294	(2) 公債金	39,050
計	12,208	① 公債金	5,200
(歳出の修正減少額)		② 特例公債金	33,850
(1) 既定経費の節減	△ 3,254	計	40,273
(2) 定率繰入等の停止による国債費の減額	△ 11,984	(歳入の修正減少額)	
(3) 地方交付税交付金の減額	△ 16,957	租税および印紙収入	△ 61,460
(4) 予備費の減額	△ 1,200	合計	△ 21,187
計	△ 33,395		
合計	△ 21,187		